

第3回総務教育民生常任委員会

令和4年9月20日（火）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 第1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第69号 和解することについて
- (2) 議第70号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議第71号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止する条例について
- (4) 議第72号 財産の譲与について

出席委員（7名）

委員長	森	哲	士	副委員長	鷲	見	昌	己	
委員	飯	塚	英	夫	委員	尾	里	集	務
委員	田	中	副	武	委員	中	島	新	吾
委員	中	島	達	也					

欠席委員（なし）

委員外議員

議長	今	井	政	良	議員	田	中	喜	登	
議員	中	島	ゆ	き	子	議員	田	口	琢	弥
議員	一	木	良	一	議員	吾	郷	孝	枝	

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山	内	登	副市長	田	口	広	宣	
教育長	細	田	芳	充	まちづくり推進部長	田	谷	諭	志
財務課長	小	澤	和	博	地域振興部長	小	池	雅	之
地域振興課長	細	江	隆	義	総務部長	今	瀬	成	行
総務課長	佐	伯	克	典	農務課長	青	木	幹	典
福祉部長	野	村	穰		こども家庭課長	二	村	卓	良
消防長	遠	藤	英	幸	消防総務課長	森	政	仁	
教育委員会事務局長	田	代	浩	式	教育総務課長	林	雅	人	

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井 満

議会総務課長 熊崎 賀代子

○委員長（森 哲士君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまから総務教育民生常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。

なお、2番議員、5番議員、7番議員、11番議員、12番議員の傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは市長、挨拶をお願いします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。

今日は、付託案件が4件、そして協議報告案件が4件ということでございますのでよろしくお願い申し上げます。

委員会に先立ちまして、昨日、台風14号、何とか下呂を無事に通過したんですが、簡単に報告だけさせていただきます。

昨日、9月19日の15時6分に下呂市に暴風警報が発令されました。それに伴いまして、16時、午後4時に、レベル3高齢者等避難を発令させていただきました。一時避難所、そして指定避難所、指定で22、一時で55、計77か所の避難所を開設させていただきました。区長さん方や市の職員が手分けして開けていただいております。

それで、午前零時、日が変わって9月20日の午前零時からずうっと避難をされる方がお見えになりました。萩原で8名、小坂で4名、下呂で10名、金山で2名、馬瀬で6名、計23世帯30名の方々がそれぞれの避難所のほうに御避難をされております。

その後、午前3時11分に暴風警報が解除されました。その後、6時30分、高齢者等避難を解除させていただきました。

人的被害とか家屋等の倒壊の被害、損害の被害は一切ございませんでしたので、御報告をさせていただきます。すみません、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（森 哲士君）

ありがとうございました。

それでは続きまして、議長挨拶。

○議長（今井政良君）

おはようございます。御苦労さんです。

今ほど、市長のほうから報告がありましたように、台風14号については過大なる被害がなかったということで喜んでおる次第でございますけれども、今後、いかなる地震等も起きている地域もありますので、どうか十分注意していただきたいと思います。

今回の4案件、協議事項もありますのでどうかよろしく申し上げます。御苦労さんです。

○委員長（森 哲士君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆様には質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回を目途といたします。ただし、委員長が認めるときはこの限りではありません。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日の付託審査は、令和4年第5回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託された議第69号、議第70号、議第71号、議第72号の4議案について審査いたします。

委員及び執行部の皆さんには円滑な進行となりますようよろしくお願いいたします。

それでは、提案説明をお願いいたします。

○消防総務課長（森 政仁君）

議案書85ページを御覧ください。

議第69号 和解することについて。

次のとおり和解することについて議会の議決を求める。

1. 和解の相手方、東京都港区虎ノ門一丁目7番12号、沖電気工業株式会社代表取締役 鎌上信也。岐阜県岐阜市六条北四丁目10番7号、中央電子光学株式会社代表取締役 日比泰雅。

2. 事件名、岐阜地方裁判所平成31年（ワ）第235号損害賠償請求事件。

3. 事件の概要、下呂市消防本部が整備した、消防救急デジタル無線設備の機器製造業者に対し、平成29年に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。原告下呂市は、被告相手らに対し、損害賠償金として各自連帯して6,867万円（契約額の20%）と遅延損害金を請求した。

4. 和解の内容、(1)被告沖電気工業株式会社は、原告に対し、和解金として1,137万円の支払い義務があることを認める。

(2)被告沖電気工業株式会社は、原告に対し、前項の金員を、令和4年12月28日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告沖電気工業株式会社の負担とする。

(3)原告は、その余の請求を放棄する。

(4)原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5)訴訟費用は、各自の負担とする。令和4年9月1日提出、下呂市長 山内登。

提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

議案書の4. 和解の内容について、資料のほうで説明させていただきますので、資料1ページ

を御覧ください。

説明前にお願いがございます。

本件につきましては、現在係争中であり、和解自体が確定していないこと、併合審理を行っている他の自治体への影響を考慮し、和解金算出の基本的な考え方や既に公表されている部分については説明させていただきますが、裁判所が示した細かな計算方法は公表を差し控えさせていただきますので御理解をお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。

1の事件名から3の訴訟の概要につきましては、議案書及び8月1日に行われました議会全員協議会で御説明させていただきました内容と重複しておりますので省略させていただきますが、下呂市の請求につきましては、工事請負契約書の契約約款の違約金条項により契約額の20%を請求したものでございます。

それでは、資料の4. 和解の理由の主なものとしては、和解案の内容から違約金条項の適用はないという判決になるという可能性が高いこと、また控訴審となった場合でも下呂市寄りの判決が出る可能性が不透明であることからです。

次に、5. 裁判所が示した損害額の算出。これは、実損額の算出によるものでございます。

(1) 損害額の考え方としましては、談合がなかった場合の想定落札率を算出し、現実の落札率との差に予定価格を乗じ算出し、遅延損害金の一部を加えた金額が和解金とされています。

(2) 談合がなかった場合の想定落札の考え方ですが、談合の実行期間が平成26年4月8日までとされているため、4月9日以降に行われた消防デジタル無線の入札を参考として機器の購入と整備のいずれも含む契約が対象とされています。また、デジタル無線の単独発注であるが指令台が沖電気製であり、接続できることが仕様で要求されていることが通常であることから、想定落札率の算出には沖電気工業製のみを対象としている。平成26年4月9日以降に行われた入札において、仕様書作成の段階で談合の影響を排除できない可能性が高いため、裁判所が示す割合を減じる修正が行われている。

(3) 想定落札率の算出でございますが、指令台と別発注で沖電気工業製の製品が納入された案件のうち、落札率の計算が可能なものの平均落札率を算出し、裁判所が示す割合を減じる修正をしたものが想定落札率と算定されている。

(4) 和解金の算出につきましては、下呂市の落札率と想定落札率との差に予定価格3億5,727万1,950円を乗じ、遅延損害金の一部を加えた金額1,137万円が和解金として算出されている。

6. 全国的な和解状況としましては、現在分かり得る範囲で、全国で次の自治体等で和解がされています。岐阜市、千葉県7自治体等（我孫子市、匝瑳市横芝光町消防組合、柏市、松戸市、八千代市、鎌ヶ谷市、夷隅郡市広域市町村圏事務組合）、兵庫県赤穂市、佐賀県伊万里・有田消防本部、山口県萩市、岡山県瀬戸内市です。

岐阜地方裁判所では、5自治体等（下呂市、飛騨市、山県市、中濃消防組合、揖斐消防組合）で併合審理を行っており、全ての自治体等が和解の意思を示していると聞いております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審査お願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

議第69号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島新吾君）

長い裁判になりましたが、御苦労さまでした。

今、報告されなかったんですけれども、公取委が排除措置命令して、その後住民監査請求が行われて、これが県内いろんなところで行われて、それで今、行政がこういう裁判を起こすということになって、住民監査請求はなしになったわけなんですけれども、市民の税金で行った事業が、こういう公取委が指摘せないかんような事実があるぞというような指摘があったにもかかわらず、内容がよく分からない裁判になったと思うんですけれども、今、最初の説明で、この和解金の根拠がまだ係争中であるのでこれ以上は報告できないということでしたのでそれを聞きませんけれども、和解が終わった後、やっぱり説明はしてもらわないといかんと思いますので、こういう形で根拠が示されたということだけは示してください。これを1つ。

それからもう一つは、この消防のデジタル関係、もう沖電気のシェアというのは物すごく高いわけでしょう、全国的に。それを中継する中央電子、さっき説明されましたけれども、接続に関わって前の機種をどうしても使っていかなくはいけないという、ずうっと流れがあるんですよね。そうすると、この後も改修だとかいろんなことをやるときに、一からやるというわけにはいかないでしょう、もう。いかないというふうに言い切れない、そういう必要があるかもしれないけれども、どうしても今の体制を前提とした取組というのが出てくると思うんですけれども、そういう点でこういう問題が起きないように、行政としてとにかく相手が非常に少ない数だと思うんです。ですから、そういうところをどうしていくのか、今後の向かい方、この2点をお聞きします。

○消防総務課長（森 政仁君）

先ほど言われました今後のことですが、細かい計算方法につきましては、後日また説明させていただきたいと思います。

あともう一つ、今後の先の長い部分のところにつきましては、今現在ですが、指令台が更新されます。そして、また10年後にデジタル無線の更新というところが入ってきますので、将来的にはデジタル無線と指令台と同時に更新するというふうな形も視野に入れております。そうすれば、メーカーとしましてどのメーカーもそのときに入札に堂々と入っていただける、堂々という言い方は失礼ですが、入っていただけるというふうなこともちょっと頭の中には入れております。以上です。

○委員長（森 哲士君）

ほかにありませんか。大丈夫ですか。

○委員（中島達也君）

今、13番議員と同じようなことを申し上げたかったんですけど、要は、算出方法をお聞きしたかったんですけど、それがちょっと今はできないということで。

県内、それから全国的に大きな事案になったわけですが、和解といえども、和解というのはやっぱり司法が判断することで、やっぱり公平性というのが一番大事なところだと思っております。その辺だけしっかり一線を引いていただきたいなど、そんなことを思った次第です。

どちらにしても、長い期間の中で和解をしたいということですので、要は、この金額が妥当であるかないかということについては、今、和解の理由を申し上げられましたので、この辺のところでは和解しないといかんのかなというような判断があったのかもしれませんが、ただ全国的に、やっぱり公平に判断されるチェックだけはしていただきたいと、そういうふうに思います。以上です。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第69号についての質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第70号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明をお願いいたします。

○総務課長（佐伯克典君）

それでは、議案書の87ページをお開きください。

議第70号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

説明につきましては条例要綱のほうで説明をさせていただきますので、議案書の96ページをお開きください。議案書の96ページになります。

改正理由です。

人事院規則の一部改正に準じ、非常勤職員（会計年度任用職員等）の育児休業の取得要件等を緩和、柔軟化するため、当該条例の一部を改正するものです。

育児休業法の改正により10月1日からは、これ4点ございますけれども、育児休業の取得回数制限の緩和、それから2点目が育児参加のための休暇対象期間の拡大、それから3点目が非常勤職員の出生後8週以内の育児休業の取得要件の緩和、それから4点目ですが非常勤職員の1歳以降の育児休業取得の柔軟化、この4点が大きな変更点になるということがございます。

また、特に産後8週以内の育休の取得率、これは全国的に高い現状も踏まえまして、産後パパ育休を取得しやすい環境を整えていくということがございます。

概要のほうに移らせていただきます。

(1)のほうです。

非常勤職員が子の出生後8週以内の育児休業の取得要件を緩和しますということで、第2条関係になります。

こちらは、出生後8週間というのは57日間を指しますけれども、その57日の末日から6か月を

経過するまでの日までに任期が満了するですとか、引き続いて採用されない場合でもこの育休を取得することができるという緩和をしていくということでございます。

次に(2)番です。

非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化しますということでございます。

1歳以上1歳6か月未満の期間、それから1歳6か月以上2歳までの期間の夫婦交代での取得を可能とするものでございます。今までは、育児休業の期間の初日が1歳到達日、1歳6か月到達日の翌日に限定をされておりましたけれども、この制限がなくなることによりまして原則1回の取得から2回の取得が可能となるということでございます。

次に(3)番です。

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の一部改正に伴い、条の削除または新設をします。第2条の5、第3条の2関係でございます。

この法律の改正によりまして、産後パパ育休の期間を法律の第2条第1項のただし書から法律の第2条第1項第1号に改められたため、第3条として整理をするものでございます。

(4)再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」を緩和します。第3条関係でございます。

現行では、育児休業取得回数は同一の子について原則1回で、育児休業等の計画の承認により3か月以上経過すれば再度取得することができておりましたが、回数制限が2回に緩和されたことによりまして、この育児休業等計画書の仕組みを削除するという、それから任期付職員の更新、それから引き続き採用される、そういったことに伴い再度育児休業が取得できると、この2点について特別の事情を緩和、見直しするものでございます。

次に(5)です。

育児短時間勤務をする職員が承認請求の際、任命権者に申し出る計画を「育児休業等計画書」から「育児短時間勤務計画書」に改めます。第11条関係でございます。

育児短時間勤務に関するもので、育児休業等の計画書自体の削除により新たに育児短時間勤務計画書を定めるものでございます。

(6)です。

この条例は令和4年10月1日から施行いたします。附則第1項関係でございます。

(7)です。

この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員は、改正前の第3条及び第11条の規定の適用については、なお従前の例によって行うものとします。附則の第2項関係でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

議第70号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島新吾君）

条件の緩和ということでもとてもいいことなんですけれども、実際に、今の時点でどうなんですか。女性の方はある程度取ってみえると思うんですけど、男性の育児休暇というのが取るようにということも国もどんどん言っているわけですが、実際どういうふうか。特に、非常勤の人たちをこれだけ緩和すると言っておるんだから、正職の人たちの中で取らないとなかなか広がらんわね。ちょっとそこら辺の現実を教えてください。

○総務課長（佐伯克典君）

今の御質問ですけれども、現実、男性職員で平成27年度以降に育休を取得した職員はございません。

ただ、この制度が条件緩和されるということで、この春にも職員に向けて周知をいたしております。そういったことから、二、三名の男性職員ですね、やはり育児に参加をしたいというような意向が結構あるもんですから、相談は受けております。ですので、その辺を職場としても積極的に活用できるようにということで、今、取り組んでおるところでございます。以上です。

○委員（中島新吾君）

全くゼロと聞いてちょっとがくつきたんですけど、今まで私、これの関連なんですけど介護休暇、とりわけ下呂市で働いている人たちというのは親御さんと一緒に生活される方が比率的には高いと思うので、介護休暇というのが本当に切実な状況だと思います。そういう点では介護休暇も含めてこういう制度が、国もそれを認めてこういうふうに緩和し、制度を変えていこうとしているわけやもんで、やっぱりその実践としてうちがやるべきやと思います。

ただ、コロナがあり災害があり大変な状況で、皆さん本当に真面目に仕事に向かっておられますので、休むとみんなに迷惑がかかるのでというようなのが皆さんの気持ちだと思うので、そこら辺はしっかり、総務部長、現状を見て皆さんの声をしっかり受け止めて、そこら辺は取得できるように、その姿勢だけは示してください。お願いします。

○総務部長（今瀬成行君）

委員がおっしゃるように、当然、皆さんに取得をしていただけるように総務としましてもPRに努めていきたい。

ただ、なかなか個人的な御事情、特に旦那さんが休まれると収入の面でとかというところもありますので、そういうところもケアできる場所はしっかりケアしながら、ぜひ皆さんに取得していただけるように進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑ありませんか。

○委員（中島達也君）

今回の一般質問の中でも、人口減対策というような問題でいろいろ難しい課題なんですけど、やはり子育て支援という裏といますか背景を見ますと、こういった制度をむしろ積極的に、PRと総務部長は今言われましたが、それをやっていただいて、やっぱりせつかくのこういう制度を積極的に取れるような、やっぱり環境づくりをしていただくということも大事だと思います。

職員、これは学校の先生、病院の関係者、もちろん市の職員という全体に言えることなんですが、ぜひ積極的に奨励をしていていただきたいなと思います。働き方改革の中での、こういった上位法として出てきたんだろうと思いますけど、よろしく申し上げます。以上です。

○総務部長（今瀬成行君）

委員がおっしゃられるように、先ほども言いましたが、職員の皆さんにしっかり取得もしていただけるような施策も考えながら、PRもしっかりしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ私どもも取得していただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第70号についての質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第71号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止する条例について説明をお願いいたします。

○地域振興課長（細江隆義君）

議案書の97ページをお願いします。

議第71号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止する条例について。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。令和4年9月1日提出。

提案理由は、下呂市地域コミュニティ施設及び農村公園施設について、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与するため、当該条例を廃止するもの。

なお、該当する地域コミュニティ施設は、下呂市萩原ふれあいの家です。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の施設は順次譲渡民営化され、これが最後に残った施設でしたので当該条例は廃止となります。

また、該当する農村公園施設は薬師平公園です。

下呂市萩原ふれあいの家と薬師平農村公園は一体的施設であり、どちらも羽根区に譲与される見込みとなりましたので、併せて議案として提案させていただきました。

なお、羽根区からは、本年5月1日に開催された羽根区通常総会で両施設の無償譲渡を受けるとの承認を得たとの報告がございました。また、両施設の敷地は民地でございますが、所有者から施設譲渡に対する同意をいただいております。これらを受けまして、今回の条例改正の運びとなったものでございます。

98ページの下呂市の新旧対照表をお願いします。

下呂市農村公園条例の別表から、薬師平農村公園を削除いたします。

99ページをお願いします。

廃止理由は、先ほど提案理由と重複いたしますので省略させていただきます。

次に、概要です。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止します。本則関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則第1項関係でございます。

(3)下呂市農村公園条例の一部を改正します。附則第2項関係でございます。

以上、御審議のほどお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

議第71号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、議第71号について質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第72号 財産の譲与について提案説明をお願いいたします。

○財務課長（小澤和博君）

それでは、議第72号 財産の譲与について御説明さしあげます。

議案書の101ページになりますのでお願いいたします。

こちら、今し方説明のありました議第71号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止する条例に関連する議案でございます。

下呂市萩原ふれあいの家及び薬師平農村公園工作物について、下呂市の公の施設の見直し方針に基づき、地域に利用が特定されるものについては譲与することを基本としており、施設が所在する地域の認可地縁団体羽根区に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求めるものでございます。

譲与する相手は、羽根区代表者 嶋田公生氏で、譲与する財産は、建物が下呂市萩原ふれあいの家、木造平家建て133.32平米と薬師平農村公園工作物、あずまや1棟、ベンチ10基、サークルベンチ1基、パーゴラ1基、3連馬跳び1基、水飲み台2基、ネットフェンスでございます。

譲与する日は、令和4年10月3日でございます。

今申し上げました明細につきましては、102ページに別紙ということで掲載させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

それでは、議第72号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしということで、以上で、議第72号について質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第69号、議第70号、議第71号、議第72号について討論を行います。

まず、この原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で議第69号、議第70号、議第71号、議第72号について討論を打ち切ります。

それでは、採決をいたします。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了いたしましたので、ただいまから採決を行います。

議第69号の和解することについて、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第69号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

次に、議第70号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第70号については、全会一致で決しました。

それでは続きまして、議第71号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第71号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

続きまして、議第72号 財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第72号については全会一致で可決すべきものに決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

午前10時06分 終了